a monthly newspaper

Social Insurance & Lobor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News

# Spc jinjiken news

# 「妊娠で降格」マタハラ訴訟 最高裁、女性側 敗訴見直しか(7月29日)

妊娠を理由に降格されたのは男女雇用機会 均等法に反するとして、広島市の病院に勤めて いた理学療法士の女性が、運営する広島中央保 健生活協同組合に損害賠償などを求めた訴訟 で、最高裁第1小法廷(桜井龍子裁判長)は、 上告審弁論を9月18日に開くことを決めた。 出産や妊娠を理由にした解雇などのいわゆる 「マタニティハラスメント (マタハラ)」の問 題が注目されるなか、最高裁が妊娠した女性を 降格させたことの是非について初めての判断 を示すと見られる。この裁判は、広島市の病院 で働いていた女性が、妊娠したため負担の軽い 業務を希望したところ、副主任の役職を外され たことについて、「男女雇用機会均等法で禁止 されている妊娠を理由にした不利益な扱いに 当たる」と主張して病院側を訴えているもの。 一、二審判決によると、女性は 2004 年に勤務 先のリハビリテーション科の副主任に就いた が、第二子を妊娠した 2008 年に外され、育休 取得後の翌年に別の部署へ異動になった。一審 広島地裁は、女性が軽い業務への転換を希望し ていたことを理由に「副主任を免じたことは女 性の同意を得ており、裁量の逸脱はない」と請 求を棄却し、二審広島高裁も「管理職の任免は 使用者側の経営判断に委ねられている」と違法 性を否定したため、女性が上告していた。この 裁判について、最高裁は、今年9月に判断を変 える際に必要な弁論を開くことを決め、女性側 敗訴の一審と二審が見直される見通し。

# 国民年金保険料の追納 特例期限終了後も5年 は可能に (7月21日)

厚生労働省は、国民年金の加入者が保険料の 未納分を過去5年分まで後払いできるように する方針を明らかにした。本来であれば10年 分を追納できる特例期限の終了後(2015年10 月以降)は2年分に短縮されるが、5年分の追 納を認めることで納付を促し、将来の年金減額 を防ぐのが狙い。

## 非正規の若者の正社員化推進で新法案提出へ (7月20日)

田村厚生労働大臣は、非正規社員の若者の正 社員化を推進する新法案を来年の通常国会に 提出する考えを示した。正社員化を進めた企業 に対する助成金の支給や、「ブラック企業対 策」の一環としての若者の離職率の公表などが 柱となる見通し。

#### 8月から失業手当の上限引下げへ(7月16日)

厚生労働省は、雇用保険の基本手当の上限額を8月から最大で0.3%(25円)引き下げることを発表した。平成25年度の平均給与額が平成24年度より約0.2%下がったためによるもの。

## [関連リンク]

雇用保険の基本手当日額の変更~8月1日 (金)から実施~ http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000051226
.html

# 外国人技能実習制度で不正 3年連続で増加 (7月13日)

外国人技能実習制度で来日した外国人に対し、昨年、賃金等の不払いなどの不正を行った受入れ団体・機関の数が230団体に上り、現行制度が開始されてから3年連続で増加したことが法務省の調査で明らかになった。これらの団体に対し、同省は新たに罰則を制定する方針。

## 協会けんぽが4年連続の黒字(7月11日)

全国健康保険協会(協会けんぽ)が2013年度の決算を発表し、4年連続で黒字となったことがわかった。支出の伸びが収入の伸びを上回り、黒字額は前年度比約4割減の1,866億円だった。

# 出産育児一時金支給額 42 万円で据置きに (7月8日)

厚生労働省は、出産育児一時金の支給額を現在の42万円のまま据え置くことを決定した。 来年から、42万円に含まれている産科医療補償制度に支払う掛金(3万円)が1.6万円に減額されるため、支給額の引下げを求める声が出ていたが、お産の費用が上昇していることを考慮した。

# 公的年金積立金の運用益が2年連続で10兆円 超(7月5日)

年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) が 2013年度の運用成績を発表し、公的年金積立 金の運用収益が 10 兆 2, 207 億円 (利回り 8.64%) で、2年連続で10兆円超となったことがわかった。国内外における株価上昇や円安が進んだためとみられる。

# 厚生年金未加入の中小企業約80万社を指導へ 政府方針(7月4日)

政府は来年度から、厚生年金保険に未加入の中小零細企業など約80万社(事業所)を特定し、加入させる方針を明らかにした。国税庁が持つ企業の納税情報から未加入企業を割り出し、日本年金機構が加入を促す。これに応じない場合には法的措置により強制的に加入させる考え。

# 大手企業の賃上げ率が15年ぶりに2%台 (7月1日)

経団連が2014年春闘の妥結結果(最終集計)を発表し、定期昇給とベアを合わせた組合員平均の賃金(月給)引上げ額が7,370円となり、16年ぶりに7,000円を超えたことがわかった。賃上げ率(前年の賃金に対する賃上げ額の比率)は2.28%で、15年ぶりに2%台となった。

#### 所定内給与が26カ月ぶりに増加(7月1日)

厚生労働省が5月の「毎月勤労統計調査」の 結果を発表し、所定内給与が平均24万1,739 円(前年同月比0.2%増)となり、26カ月ぶり に増加したことがわかった。残業代を含めた現 金給与総額は26万9,470円(同0.8%増)で、 3カ月連続で増加した。



## トピックス● ストレスチェック制度などの創設(労働安全衛生法の一部を改正)

最近の経済社会情勢の変化および労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保 を図るため、労働安全衛生法の一部を改正することとされました。

具体的には、次のような改正を内容とする「労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成 26 年 法律第 82 号)」が、本年 6 月 25 日に公布されました。

### 労働安全衛生法の一部を改正する法律の概要

改正事項		施行時期
1.	化学物質管理のあり方の見直し	公布の日から起算して2年以内
2.	ストレスチェック制度の創設	公布の日から起算して1年6か月以内
3.	受動喫煙防止対策の推進	公布の日から起算して1年以内
4.	重大な労働災害を繰り返す企業への対応	公布の日から起算して1年以内
5.	外国に立地する検査機関等への対応	公布の日から起算して1年以内
6.	規制・届出の見直し等	公布の日から起算して6か月以内

このうち、「ストレスチェック制度の創設」と「受動喫煙防止対策の推進」については、平成 23 年 12 月にも、両制度の導入を盛り込んだ改正法案が国会に提出されましたが、一度は廃案とされたという経緯があります。

しかし、労働者の安全と健康の確保のためには欠かせない制度ということで、一部修正の上、今回 正式に導入されることになりました。

これらは、一般的な事務所を含むすべての業種について適用される規定であり、要注意です。概要 は次のとおりです。

#### 

●労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査(ストレスチェック) の実施を事業者に義務付ける。

ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間、努力義務とする。

●ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

#### 

●受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする。

ストレスチェック制度については来年の 12 月ごろ、受動喫煙防止対策については来年の 6 月ごろまでには施行されます。まだ期間はありますが、近い将来、会社にこのような義務または努力 義務が課されることになることは、知っておいた方がよいでしょう。

## トピックス● 精神障害の労災請求件数が過去最多

厚生労働省は、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが 原因で発病した精神障害の状況について、年1回、「労災請求件数」や「支給決定件数(「業務上 疾病」と認定し労災保険給付を決定した件数)」などを取りまとめて公表しています。

本年6月27日、平成25年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」が公表されましたので、その概要を紹介します。

平成 25 年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」の概要

## 1. 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

請求件数	784 件(前年度比 58 件の減)・・・2 年連続で減少
支給決定件数	306 件(前年度比 32 件の減)・・・3 年ぶりに減少

#### ※業種別の請求件数

→「運輸業,郵便業」182件、「建設業」122件、「卸売業,小売業」110件の順に多い。

#### ※職種別の請求件数

→「輸送・機械運転従事者」170 件、「専門的・技術的職業従事者」101 件、「サービス職業従事者」 82 件の順に多い。

### 2. 精神障害に関する事案の労災補償状況

請求件数	1,409 件(前年度比 152 件の増)··· <u>過去最多</u>
支給決定件数	436 件(前年度比 39 件の減)・・・4 年ぶりに減少

#### ※業種別の請求件数

→「製造業」249件、「医療、福祉」219件、「卸売業、小売業」199件の順に多い。

#### ※職種別の請求件数

→「事務従事者」350件、「専門的・技術的職業従事者」307件、「サービス職業従事者」176件 の順に多い。

#### ※支給決定件数を出来事別(原因別)にみた場合

→「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」と「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」がそれぞれ55件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」49件の順に多い。

職種別に請求件数をみると、精神障害に関する事案では、「事務従事者」が最も多くなっています。また、脳・心臓疾患に関する事案、精神障害に関する事案とも、「専門的・技術的職業従事者」、「サービス職業従事者」が上位に入っています。社員の心身に悪影響を及ぼすストレスは、どこに潜んでいるか分かりませんね。

重要なのは、ストレスの芽を摘むことだといえます。仕事内容・仕事量(労働条件)に無理がないか、 労働条件が法令に違反していないかなどについても気軽にご相談ください。

なお、労働安全衛生法の改正で、いわゆる「ストレスチェック制度」が創設されましたが、このような労 災補償状況を改善することを狙ったものといえます。